

2017年6月16日

大阪市長 吉村 洋文 様
大阪府環境審議会 会長 榎村 久子 様
大阪府環境審議会 生物多様性部会 会長 花田 真理子 様
大阪府環境審議会 生物多様性部会 委員 様

公益社団法人 大阪自然環境保全協会
会長 夏原 由博
大阪府北区天神橋 1-9-13 ハイム天神橋 202

「大阪府における生物多様性地域戦略のあり方」についての諮問・答申
及び 同地域戦略策定に関する要望

大阪自然環境保全協会は、大阪南港の干潟を守り野鳥園をつくる運動や淀川の自然保護などに取り組む市民が1976年に設立した団体です（会員は現在約820名）。事業は、大阪府内を中心とした生物多様性・自然環境の調査研究、保護保全計画の作成・指導、6件の人材育成講座や年間150回前後の自然観察会などの普及、講師スタッフの派遣などです。大阪府では、鶴見緑地自然体験観察園の農事等環境学習、区役所の緑のカーテン普及事業や公園自然ふれあいイベントの企画運営など、多くの施策で貴市行政と協働しています。今回の生物多様性地域戦略の策定および実施に関しても、積極的に協働していきたいと考えています。

つきましてはこのたび、貴市・貴職により標記の諮問・答申及び策定を実施されるにあたり、以下の事項Ⅰ～Ⅳについて、今後の審議や答申、策定、さらに策定後の政策施策に採用し、実施していただけますよう要望いたします。特にⅠ（1）については、戦略を実行していく上できわめて重要かつ不可欠であり、本戦略においての明記と確実な実行を強く要望いたします。

I 全般的事項

(1) 生物多様性の「実態把握」と「行動計画」策定を、官民学連携・協働によってしっかりと取り組んでいくこと、および、その着実な実行のための協働・連携による「体制づくり」を進めていくことを明記してください。

(1) - 1. 協働による生物多様性戦略の作成・推進の方法に関して

①市民ワークショップ・タウンミーティングの実施等、多くの市民や団体が主体的にかかわる機会を設けること等、協働の取り組み実施を明記してください。

⇒それに基づき、次の内容に取り組んでください（次年度以降の事業化への反映）。

- 地域戦略を実効性のあるものとしていくため、市民が主体的にかかわることが欠かせません。市民からの生物多様性に関する情報および必要なこと等の意見を積極的に把握し、併せて「実行プランづくり」に、多くの市民・団体がかわる機会を設けてください。
- ワークショップ等を通して、さまざまなアイデアや課題への解決提案を具体的に抽出し、多様な試行へとつなげられることは大きなメリットです。あわせて、実効性のある「年次計画・ロードマップ」を策定し、行政が主体的に実施すること、あるいは、サポートしていくことを行政内の事業計画にも位置づけてください。
- また、生活の中で主体的に、継続的に地道に取り組むことが生物多様性戦略の大きな柱となるはずですが、行政や限られた組織が行うものではなく、どのような場面で誰がどのようにかわるのかを見出し、実行計画に反映させていってください。

②現況把握・情報収集から計画提案・実行まで、専門的NPO団体・市内の多彩な活動団体との連携をすすめてください。

- 市民参加のひとつとして、大阪市が募集して生き物調査を行っている‘大阪市エコボランティア’があり、その活動は大いに期待されます。一方で独自で調査活動や啓発活動を行うグループも多くあり、その活動においては大学や研究者との活動も見られ、信ぴょう性の高いデータ収集にもつながっています。
- ・専門家や専門的NPO団体、関係団体へのヒアリング・アンケート調査などの情報収集をしっかりと実施してください。
- ・多彩な活動団体が調査等に参画できる仕組みづくりをすすめ、より多くの目、多くの場所、多くの回数によって得られる情報を積極的に共有して、行動計画に反映させてください。

(1) - 2. 連携の推進体制の実現に関して

本戦略の中で、市内体制および協働の体制・仕組みを‘めざすべき体制’として具体的に示してください。大阪市の効果的・効率的な参画・連携の仕組みを策定段階からつくり始めるとともに、大阪府の生物多様性関連の施策や施設・ネットワーク等との連携についても熟慮し、府と市との連携による効果的なしくみを検討・提示してください。

①多様な主体が参加・参画できる「プラットフォーム」の早期設置を求めます。

多様な主体がかかわりながら戦略を実行していくための、情報共有、意見交換等の場として、誰もが参加できる「プラットフォーム」をできるだけ早期（策定段階）から設け、ネットワークづくりを推進していくことを提案・要望します。単発的・短期的なワークショップやタウンミーティングにとどまらない、継続的・長期的に、開かれた交流と懇談の場としての設置を求めます。

②生物多様性戦略推進・チェックのための 多様な主体による「協議会」および「生物多様性センター」等の設置を要望します。

これらの連携による取り組みを進めていくために、関係者代表等による連絡・検討・実行のための「協議会」の設置を要望します。あわせて「生物多様性センター」（既存施設・組織でも可）を設置し、専任スタッフを配置、継続的な体制づくりと取り組みの核として、マネジメントを担う機関として位置付けてください。

③「P・D・C・Aサイクル」による行動の運営管理

- 計画実施にあたってはいわゆる「P・D・C・Aサイクル」による運営管理が重要であり、この手法を具体的に明記することを要望します。
- また②の「協議会」を戦略推進のモニタリング実施と進捗のチェック機関として位置づけ、PDCAの仕組みを機能させてください。
- そのチェックに基づき、本戦略を5年ごとに見直し・修正の協議を行うことを要望します。

④ ①～③に示す仕組みづくりにおいて、次の施設・機関と連携あるいは活用し、これらが一体的に動いていけるような連携体制づくりを積極的にすすめることを要望します。

- ・研究機関・大学の役割と連携（データネットワークの上でも重要）
- ・各種教育機関との連携
- ・学習や啓発施設の確保/既存施設の活用、運営方法の工夫：
（生き生き地球館、水道記念館、南港野鳥園等の教育・啓発施設機能の継続・充実）
- ・民間施設協力：公的施設や機関にとどまらず、企業も含めた民間（施設）との協力
- ・およびこれらを活用した市内の各地区における拠点施設ネットワークづくり
- ・これらによる教育・広報・啓発の人材育成およびデータ集約と情報発信機能の充実
※後述Ⅱ－（1）－③と関連。

（2）生物多様性への温暖化による影響の周知と温暖化政策との連動の重要性について、しっかりと記載するとともに、積極的な実行計画につなぐことを求めます。

「地球温暖化」は生物多様性を脅かす大きな要因であることは周知の事実です。特に大都市大阪では、温暖化の要因となる社会活動は多く、周辺都市へも影響を及ぼしており、生活においてもその意識向上・対策は不可欠で、より積極的に取り組む責務があるといえます。

①エネルギー対策の重要性と意識啓発、官民一体での取り組みを戦略に位置付けてください。

- ・温暖化対策の必要性と具体策についての周知は、まだまだ進んでいないといえます。

電気エネルギー使用の低減、アイドリングストップ等、すぐに取り組める事項に対して、啓発とともに法規制の設置等の行政が積極的に関与できる対応を求めます。

②官民学一体の新エネルギーの検討と試行の実施を位置付けてください。

H23 年度中間報告には、新エネルギーへの試験的取り組み等も記載されています。プラットフォームを活かし、行政・市民・企業・研究機関連携によって、水資源豊かな大阪らしい対策案を見出し、新エネルギーの試行へ積極的な実行へとつないでください。

(3) 在来生物の生息をおびやかす外来種問題の現状認識の周知と重点的な対策についての検討と確実な対策の実行を求めます。

日本の生態系の中への外来種問題は拡大の一途で、在来種の生息・生育を脅かす状況も予断を許さないケースもあります。ため池、河川での顕著な問題は周知が進みつつありますが、ナラ枯れやシカによる被害が進む里山では、シカの不嗜好の外来植物の繁茂が著しく、周囲の池や川と一帯の地域で、在来の植生、昆虫相、は虫類、哺乳類に対して侵略的外来種による影響は増大しています。さらに、近年は人の安全や生命にかかわる生物の移入への警戒も高まっています。

水域は市域を超え連続していること、生物・植物種子は市域を超えて移動すること等から、周辺地域と連動した取り組みは必須です。また、外来生物が各地に入ってくる要因は大都市に多くあります。

- ①外来種の拡大がもたらす生態系と人の生活への影響について、積極的に周知すること
- ②グローバル社会において、大量の物流や人の行き来等々の中で移動することを前提に、「規制」も含めた対応を検討していくこと、あわせて、その対策を重点的に行うべき「場所」の抽出すること、にも踏み込んで記載し、実行計画につないでください。
- ③緑化事業等においても、在来植物を活用した緑化や庭造りへの意識を高めること、住宅地内や施設に付帯する小規模な農地の維持により、身近な在来生物の生息地が維持されること、など生活に密着する情報発信と意識啓発の充実を求めます。

(4) 「食」や「生活」で使用する商品の「大量消費地」であることの自覚を促し、消費行動における種の保存、および原産、原産地への多大な影響について意識醸成を積極的にすすめてください

大阪は世界的にみても、資源の大量消費地です。「食」をはじめ、生活に使う様々な「商品」において、生産地となる国や海域の自然環境、生態系への影響に真摯に向き合い将来に渡って保全し、持続的に恵みを受けるべく取り組みをすすめる責務があります。

現地の自然環境破壊への関与の懸念は拡大し、日本国内においても外来種として日本の自然環境や生態系へ影響も深刻化しています。

○トレーサビリティの推進

○環境に負荷をかける商品取引、野生生物の取引に対する一般市民や企業への意識啓発、場合によってはペナルティ等、「規制」を含めた対応強化の検討、および、生物多様性に配慮した商品等の取引・流通に取り組む企業の顕彰等についても、この戦略にて取り扱うべきと考えます。

関連例示) ・行政の発注事業に伴う条件や指針の設定

- ・「食」や「購買」行動における「絶滅危惧種や希少種」に対する意識啓発や自粛
- ・および ペット産業等での外来種の輸入規制 等

(5) 大阪市生物多様性地域戦略の目標など「定めるべき要件」を明記した戦略とすることを求めます。

(1)～(4)に示す取り組みを含めて、大阪市ではどのような都市環境をつくり、将来へ引き継いでいこうとするか、目標像を示してください。あわせて、愛知ターゲット目標A～Eへの項目への対応について記載することを要望します。

生物多様性地域戦略の策定は、生物多様性条約・BD-COP・生物多様性基本法などに基づくものです。大阪市戦略においてもCOP10「愛知ターゲット」に準拠し、その「目標」A-1、A-4、B-5～9、C-11～13、D-14、Eなどの目標を抽出し、「地域戦略で定めるべき要件」(法13条)の具体的な目標を掲載するよう要望します。同要件の「対象とする区域」(生態系区分などより)及び「総合的かつ計画的に講ずるべき施策」についても、同様に具体的に記載するよう要望します。

II 戦略提案書に示されたプロジェクト(行動計画)に対する内容について

大阪市環境審議会(2016年12月16日)の資料4-1では、「平成23年度答申内容」の中で「③行動計画として「具体的施策」「各局等が具体的に取り組むべき事業」と書かれています。また、その資料では「5. 地域戦略策定に向けて検討すべき事項」として、「平成23年度答申が示す方向性」が以下のように記載されています。

H23年度 答申内容による(案)

<地域戦略策定に向けて検討すべき事項 めざすまちの姿 もっと生物多様性につながるまち>

戦略1 生物多様性の発見と行動の展開 気づき、行動する

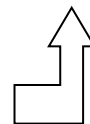
- プロジェクト1 生物多様性スポットの発見
- プロジェクト2 身近な問題へとつなぐ仕掛けづくり
- プロジェクト3 生物多様性についての教育・啓発

戦略2 自然空間の保全・創造

- プロジェクト1 生物多様性の拠点の創出
- プロジェクト2 生物多様性の保全
- プロジェクト3 広域連携の取組

戦略3 生物多様性に配慮した生産・消費への変革

- プロジェクト1 暮らしと生物多様性の関わりの発信
- プロジェクト2 企業の生物多様性の取組の促進
- プロジェクト3 生物多様性に配慮した生活への変革



今回の大阪市戦略策定においては、上記答申内容に示す抽象的な内容から一步すすめ、

- これらを具体化させる政策施策、事業について、前述 I - (5) への対応（愛知ターゲットとの対応等）とあわせて明記するよう要望します。
- 具体的プロジェクト検討においては、行政各局が自ら実施できることにとどまらず、
 - ・ 連携によってできることなど広く抽出すること、あわせて、
 - ・ 連携の仕組みづくりをすすめること、連携の取り組みの中での行政の役割という視点から、各局の具体的施策を検討・記載すること を要望します。
- また、協働による推進の実現ための「リーディングプロジェクト」等を設定し、行政・市民・市民団体・企業・教育・研究機関等の連携のモデルとなるべく、取り組みをすすめてください。
＝何をリーディングプロジェクトにするかを議論・決定し、この戦略に明記してください。

以下、「平成 23 年度答申内容」の戦略に示されているプロジェクトに関する意見

(1) 上記「戦略 1」に関する要望（※以下の P = プロジェクト）

大阪市内にも「自然」があることが、認識の主流となるよう、発見と周知をすすめてください

① P 1 生物多様性スポットの発見

- 1) 行政や研究機関、博物館が把握している資源・既存情報の収集のほか、調査実績のある専門的 NPO 団体や関係市民団体、事業団体からの情報提供やヒアリングをすすめるとともに、「I - (1) (連携・協働による体制づくり)」で示すタウンミーティング等の多様な機会と場の設定によって、情報を収集すること、あわせて現地調査を継続することを重ねて要望します。
- 2) 市内の環境が大きく改変される前の過去のデータについての情報の収集にも力を入れ、今後の生物多様性の再生・回復や都市環境改善に活かしていくことを要望します。
- 3) I に示す「協議会」の仕組みの中に、データ集積と管理および活用の体制づくりをすすめることについて、早急に具体化をすすめていくことを要望します。

② P 2 身近な問題へとつなぐ仕掛けづくり

- 1) 上記生物多様性スポットの発見と並行して、生物多様性・保全を市民が自身問題化できるよう、生物多様性ツアー・イベントなどといった身近な仕掛けを継続するよう要望します。
- 2) また、① P 1 の普及的行動として、市民参加による資源調査を継続するよう要望します。

③ P 3 生物多様性についての教育・啓発 (I (1) - 2. ④ : 施設の活用と連携について関連記載)

- 1) 単なる自然紹介にとどまらず、大阪市の自然を歴史的、文化的発展とともに紹介、社会の仕組みの変化と自然の変化、現状を伝える多様なツールの開発、多様な公的な場での発信を要望します。
- 2) 小・中・高への教育を推進し、室内での授業や講義だけでなく、緑地や水辺、農地など様々な自然生態系フィールドを実地体験できる機会も経常的に設けることを進めるよう要望します。
- 3) 行政や研究機関、博物館、専門的 NPO 団体が、経常的に生物多様性・保全に関する教育・啓発の機会を設け、情報の共有・発信等をおこないやすくなるような仕組みづくりを要望します。
- 4) 大阪市では近年、水道記念館や生き生き地球館、南港野鳥園（いずれも元）など、普及・啓発・教育の施設が縮減され機能低下しています。これらは自然環境空間や飼育淡水魚等と一体的な施設であり、環境教育・学習などの実習拠点としても希少であるため、今後の利活用を要望します。

(2) 上記「戦略 2」に関する要望

① P 1 生物多様性の拠点の創出

※別紙表に具体地名を示します（Ⅳ．大阪市戦略に記載し保護保全すべき具体的な資源）。

- 1) まずは、保全すべき場所とそこに生息する生物と特性（生息に必要な環境）への把握と理解を、正確に進めてください。（後述②も関連）特に、淀川の城北わんどなどや、大和川一帯、両河川の河口干潟、南港野鳥園をはじめ自然系のエリア、また、まとまった緑地である大阪城公園、鶴見緑地、長居公園、靱公園などについて、生物多様性の拠点として自然環境の保護保全を進めるよう要望します。
- 2) また、公園や道路における郷土種緑化、民間建築物敷地内や屋上の郷土種緑化を進めるとともに、ビオトープの整備促進などを図るよう要望します。

②P2 生物多様性の保全

- 1) 多様性の保全をおびやかす要因（開発、事業、外来種、水質、化学物質、その他）について、軽減あるいは増幅につながるための「指針（技術も含めて）」づくりを行政主導を進めることを、提案・要望します。
- 2) 大阪市においては、「再生・復元」の視点が極めて重要といえます。資源が喪失する以前の情報把握をもとに、プラン・実施へとつないでいくことを要望します。
- 3) 上記拠点がネットワークしていけるよう、各拠点の生物多様性の向上を図るとともに、小規模な場の創出もすすめ、市民の憩いやレクリエーションの場でもある各拠点がネットワークすることが、同時に生物のコリドー（回廊）として機能し、都市の生物多様性の向上および都市環境の向上につながることを計画に位置付けてください。
- 4) あわせて、それらの計画が実現できるよう、今後の緑地計画（緑の基本計画や都市計画マスタープラン等）に反映していくことを強く要望します。
- 5) 雨庭による雨水の一時的貯留や緑化による都市気候の緩和など、グリーンインフラストラクチャーの推進の中で生物多様性を位置付ける取り組みを進めてください。
- 6) 公園や河川敷等の「緑地」において、そこに生息あるいは過去に生息していた生物相の生活史に応じた管理方法を採用することを要望します。また、薬剤の使用についても、慎重な対応を望みます。民有地管理に対しても情報提供、意識啓発、指導等の対応を進めてください。
- 7) 保全行動には、保護、保全や創出など複数の階層的参加ステージを設け、ステップアップして参加できる計画とするよう要望します。

③P3 広域連携の取り組み

- 1) 大阪市の自然は生駒山、淀川、大阪湾などの自然の「つながり」の中にあることを踏まえ、こうした自然との連携・ネットワーク化などを考慮した広域連携の取り組みを進めるよう要望します。特に水系は物理的につながっていることから、市民にもわかりやすく、多様な主体・個人が参加しやすいプロジェクトを設定し、上下流の都市連携での取り組みを進めることを望みます。
- 2) 庁内各部署および大阪府さらに、関西広域連合等においても、各政策や事業における、生物多様性戦略に関連する事項を探り、戦略に位置づけるとともに、協力して実施いくことを要望します。
- 3) すでに「生物多様性地域戦略」を策定している自治体（大阪府・堺市等）において設定されているプロジェクトでの関連事項について協力体制によって進めること、および隣接自治体（吹田市・豊中市・東大阪市・八尾市など）との積極的に連携し、生物生息地としての広域ネットワークの形成等を進めることを要望します。
- 4) これらの実現には行政だけでなく、市民のつながりが極めて重要で、市内住民や団体に限らない「連

絡会議」などの場の定期的な設定も戦略に位置付けてください。

(3) 上記「戦略3」に関する要望

①P1 暮らしと生物多様性の関わり発信 (「戦略1」に関連記載)

②P2 企業の生物多様性の取組の促進 ③P3 生物多様性に配慮した生活への変革

- 1) 大阪市においては、前述戦略2の推進には、企業の協力・協働が欠かせません。地球温暖化対策が生物多様性保全にも役立つことについて、温暖化関連の民間ネットワークや制度等も活用しながら、しっかりとPR・周知をすすめることを戦略に位置付けてください。
- 2) ・在来植物による緑化等についてはあらためて助成制度を検討する、・市民活動との協力・連携を推奨する、・I-(2)(3)(4)に関連して指針や規則等を設ける といった施策の検討および関連施策推進のための説明会等においては、生物多様性に関する学習会をあわせて実施し、「意識醸成」を積極的に進めてください。
- 3) 生物の生息環境を大きく変えずに得られる新エネルギーの検討・試行を企業や研究機関協力のもと、市民連携によって進めるなど、技術発展と環境負荷の軽減へ協働の取り組みを推進してください。(I-(2))
- 4) 地産地消や生物多様性に配慮した商品の利用拡充、生物多様性をもとにした商品づくり・販売、生産・輸送エネルギーの削減——などを進めることが重要です。企業においては、CSR活動はもちろん、社会課題を起点にビジネスを広げる‘CSV経営’への転換が広がりつつあり、それらの取り組みを促すべく、市としても関連施策を検討・実施していくことを要望します。

Ⅲ 大阪市戦略に記載し保護保全すべき具体的な資源の抽出(別表)

(1) 大阪自然環境保全協会では日ごろの事業活動などを通じて得た、大阪市戦略に記載し保護保全すべき市内の生態的・社会的資源を抽出しました。

大都市大阪では、「自然なんかない」と思われがちですが、「大阪市内にもすばらしい自然がある」という認識が普及し、その恩恵すなわち「生態系サービス」に気づき理解していることが‘主流’となることがまず重要です。今回抽出した貴重な資源が保護保全されていくよう、本戦略においてその維持、保護保全の政策施策を進めるよう要望します。

(2) また大阪市のまとめによると、上記(1)以外に、大阪市内には農地がおおよそ90haほど散在しており、このうち田(水田)も37ha存在しています。農地の生物多様性は高く、特に水田はそのホットスポットであり、周知の通りヒートアイランドの緩和などにも寄与する重要な空間ですので、大阪市戦略においてその維持、保護保全の政策施策を進めるよう要望します。

(3) 大阪湾は、埋め立て等により自然海岸の大部分が失われてしまいました。しかし、今なお豊かな漁場であり、浅瀬の再生などによる自然回復についての政策施策を進めるよう要望します。

Ⅳ 2018年度以降に関する施策事業等の予算などの確保

大阪市戦略策定後の2018年度以降は、戦略が具体的に実施展開されるよう、関係する要員・庁内連携体制、予算、事業施策などを確保していかなければなりません。このため、本2017年度より、次年度以降の戦略関係の施策事業の予算等を確保されるよう要望します。

以上